

目次

- 2 Bienvenue encore
- 3 論説
- 3 前回の特許情報ニュース
- 4 Register Plus and EPC2000
- 4 改良版WebRegMTのスタート
- 5 Baidu Patents—中国特許情報の新しい無料の中国語オンラインソース
- 5 中国特許法の3回目の改正が進行中
- 6 Fit for Asia
- 7 2008年5月1日に発効するロンドン協定
- 8 EPOのOnline Filing Service (eOLF)の歴史と進歩
- 9 英語キーワードによる韓国特許文献検索
- 10 EPO data news
- 11 OPS V2: Get ready for testing?
- 11 DPMAkurier—SMEs用のモニタリングツール
- 11 PatBaseの強化
- 12 Other news



調査に基づく esp@cenet ユーザの特徴

esp@cenet のログ記録より最近3年間に使用数が増加していることが分かりました。そして、2007年の夏に使用数増加の原因説明を行うことを決定し、ユーザの皆様アンケート調査を行いました。

私たちは無料のオンライン特許情報製品についてユーザがどう思っているのか、何が好ましくて何が好ましくないか、何が求められ何がそうでないかを聞いてみたいと強く思っていました。今回の我々のオンライン調査に対し、休暇シーズン中にも関わらず約400人に返答していただきました。皆様からのご回答が判断材料の大きな助けになりました。心より感謝申し上げます。

す。

ユーザの職業

2004年の最初の esp@cenet オンライン調査以来、ユーザの多さやその形態に大きな変化があったように感じます。エンジニアの方による使用が増加し、特許の専門家による使用は大きく減少しました(40%→15%)。しかし、これは技術者、経営者の使用増加によるものです。また、私たちは、

学術関係者の使用が劇的に増加(3%→15%)したことを喜ばしく思っています。

ユーザの居住地

最大のユーザグループはヨーロッパのままです。アジアのユーザの比率は減少しましたが、北アメリカ、南アメリカ、オーストラリアのユーザは目覚しく増加しています。

| ユーザの業務分野 | |
|----------|-----------|
| 51 | 機械工学 |
| 39 | 化学 |
| 39 | バイオテクノロジー |
| 28 | 電子工学 |
| 27 | 法律 |
| 26 | 薬学 |
| 18 | 教育 |
| 16 | 自動車工学 |
| 13 | 材料科学 |
| 10 | 電気工学 |
| 10 | 食品 |
| 9 | 化学工学 |
| 7 | 航空宇宙 |
| 5 | 繊維 |

| ユーザの職業 | |
|--------|---------|
| 66 | 大学関係者 |
| 55 | 管理職 |
| 55 | 調査員 |
| 53 | 経営管理 |
| 47 | 研究職 |
| 43 | パラリーガル |
| 36 | エンジニア |
| 10 | 特許情報従事者 |

| どのような無料インターネットサービスをご存知ですか？ | |
|----------------------------|------------|
| 177 | esp@cenet |
| 146 | USPTO |
| 100 | Google |
| 64 | 各国特許庁サービス |
| 63 | WIPO |
| 50 | JPO |
| 45 | 無料の特許オンライン |
| 43 | Depatisnet |
| 42 | その他 |
| 40 | なし |
| 24 | epoline |

| 商標やブランドは、初心者が関連サイトを見つけるのに役立つと思いますか？ | |
|-------------------------------------|-----|
| 294 | Yes |
| 71 | No |

ユーザにとっての esp@cenet

極めて一般的な質問になりますが、「どんな無料のオンライン特許情報サービスをご存知ですか、またよく使っていますか？」という質問に対しては、調査のターゲットグループを考えると、esp@cenet が一番に来ることは驚きではありませんが、2番以下は、USPTO、グーグル、各国特許庁サービス(esp@cenet を含みます)、WIPO、JPO となりました。

「インターネット特許情報サービスについても何も知識がなかったら、どのようにして探すと思いますか？」という質問に対しては、大多数が、グーグルその他のサーチエンジン、ディレクトリ検索を使用する、と答えました。「ネット上にあるサービスを見つけ出すのに役立つものや、定期的に使用するようになった理由は？」という質問については、esp@cenet のようなサービス名や、商標やブランドであるとの回答でした。

ユーザが無料特許データベースに求めるもの

私たちは主に、コンテンツの内容、サーチエンジン、ユーザインタフェース、ダウンロードに集中して質問を行いました。コンテンツ内容に関しては、発明の名称、要約、図、パテントファミリーが最重要と考えられていました。そして、90%の方がフルテキスト検索は必須である、と回答しました。データベースに含まれる公開元のトップ 5 は、WIPO、EPO、ヨーロッパ各国特許庁、USPTO、アジア各国特許庁となりました。

サーチエンジンには、早い応答、複合的なサーチフィールドが要望されています。最も重要なサーチフィールドのトップ 5 は、出願者、発明者、発明の名称と要約、全文キーワード検索、番号検索と分類です。

ユーザインタフェースについては、明瞭性、使い易さ、簡単なアクセスとナビゲーションの提供、結果リストをユーザが操作できることを希望しています。オンライン機械翻訳は、調査やその結果の翻訳について、今後の課題の一つです。

ユーザの多くは検索結果のダウンロードを希望しています。また、文書のダウンロードは PDF 形式、データのダウンロードは CSV 形式が好まれることがはっきりとわかりました。

What next?

皆様からのフィードバックは我々にとって大変興味深く、有用なものです。まず第一に、我々のマーケティングやプロモーション活動には非常に効果があることがわかりました。次の段階においては、皆様からのデータベース内容、サーチエンジン機能、インタフェース仕様、ダウンロードについての要望が、この先の esp@cenet の発展に確かな道筋を示してくれることと思います。皆様からのコメント、提案を開発に積極的に組み込んでいくつもりです。

改めてご回答いただいた全ての皆様に感謝を申し上げます。

esp@cenet

Bienvenue encore

French esp@cenet が戻ってきました(<http://fr.esp@cenet.com>)。9月の終わりに正式に稼働する予定で、国内文献データベースのデータが強化されています。

データ

1978年から現在までの350万件のフランス語特許文献を3つに分類し、利用を提供します。

- FR-A 文献(1978年以降の書誌データ、オリジナル文献)、FR-B 文献(1989年以降のオリジナル文献のみ)
- EP-A 文献
- PCT(WO)文献

書誌データはフランス語の名称、要約を含みます。ユーザはFR、EP、WOの記録を同時に検索可能です。

ダウンロード

FR 文献で最大 100 枚、EP、WO 文献で最大 50 枚以内で、完全文献のダウンロードが可能です。

追加機能

他の esp@cenet サービスと異なり、サーチフィールドごとに 4 つ以上のターム検索とデータ範囲検索が可能です。

EP と Euro-PCT 書誌データビューは Register Plus へのハイパーリンクを含みます。2008 年中にフランス特許のオンライン登録の開始を予定しています。

下記のリンクからぜひ試用してみてください。

<http://fr.esp@cenet.com>

ヨーロッパ特許情報のトップの交代

2008年2月29日にPrincipal DirectorのWolfgang Pinchが実り多い引退生活を始めました。彼の後任はRichard Flammerです。



Richard Flammer

35年以上にわたる特許の世界での経歴において、Wolfgang Pinchは他の誰よりも特

許情報に大きな貢献をしました。彼は創設以来のINPADOCのチームのメンバーとして、その成功に精力、知識、ビジョンを注ぎこみました。また、彼はINPADOC Patent Family Systemを作った人物です。また、日本語をヨーロッパのコンピューターに表示させるためのプログラミングを最初に行い、ヨーロッパでの日本特許情報の検索を可能にしました。

彼の業績は2002年の特許情報コミュニティーで表彰さ

れ、彼はthe International Patent Information Awardを授与されました。

仕事への情熱、精力は引退まで衰えることなく、真夜中に起床し、朝6時前には出社する生活を続けていました。

彼が直近の仕事で残してくれたものは、特許情報へのバリアフリーアクセスの概念です。それは再構築された特許情報政策にも現れています(特許情報ニュース3/2007をご参照下さい)。

特許情報に携わる全ての皆様にもWolfgang Pinchの引退後の末永い、幸せな人生を願って頂けるものと思っております。

特許情報は、Wolfgang PinchからRichard Flammerへ引継がれ、2008年5月1日にEPOのウィーンオフィスで就任します。

Richard Flammerはオーストリア特許庁からEPOに来ました。オーストリアでは15年間勤務し、多くの部署を経験し主に国際問題を扱ってきました。長年、EPOへのオーストリア代表を務め、2004年にオーストリア特許庁副長官を務めました。彼が新しいポストで成功することを願っております。

Curt Edfjall
副長官 DG4

前回の特許情報ニュース

前号のハイライト

古い特許情報ニュースはウェブサイトのみで公開されており、紙媒体では公開されていません。

見逃した方の為に、以下に特許情報ニュース4/2007 (www.epo.org/about-us/publications/patent-information/news/2007.html で閲覧可能です)のハイライトを記載しております。

EPC2000はユーザのニーズを考慮に入れているのだろうか？

リガでのEPO特許情報会議において、2007年12月13日に施行される改訂EPC(EPC2000)のスムーズな移行のためにユーザが気をつけること、またEPOがすべきことについて、繰り返しテーマとして取り上げられました。

審査登録情報データベースヨーロッパ特許付与後の新しい情報

2007年秋から、特許付与後に締約国の管轄に移行後のヨーロッパ特許の付与後データについて、多くの審査登録情報が含まれることになりました。

中国からの無料インターネットデータベースの使用法

中国のデータベース検索は複数のソースを結合することで情報の質が改善されます。この記事では、無料の中国データベースと、それらを効果的に使用するヒントを紹介

しています。

中国特許文献とのギャップを埋めるための集会

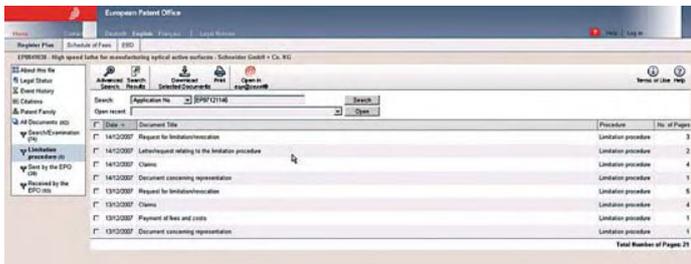
近年、中国での特許と実用新案の出願が増加しており、それに伴い西洋のサーチャーが注意すべきと思われる公開も増加しています。しかし彼らはこれらの文献を読むことが出来ません。昨年10月のリガでの特許情報会議において、この問題は機械翻訳では解決できないと結論が出ました。そのため、人

手による翻訳の費用効率を計るため、EPOは中国実用新案文献の要約とクレームの人手による翻訳のパイロットプロジェクトを始めました。この試みには非常にコストのかかるので、資金作りのためのビジネスモデルが必要となります。

Register Plus and EPC2000

European Patent Register の作業チームにとって、2007 年 12 月 13 日は、例え何が起ころうとも Register が EPC2000 に準拠せねばならない特別な日でした。

技術者、方式審査官、法律専門家、そして出願管理者までもが EPC2000 に準拠したサービス提供のために何ヶ月も働きました。非常に大変な作業でしたが、チームはそれをやり遂げ、新しいシステムは全く問題なく稼動を始めました。誰もシステムが変わったことに気づかなかったほどです。大きな問題どころか小さな障害すらありませんでした。EPC 2000 での登録が行われたのは、移行から 1 週間が過ぎた頃に最初の限定請求が処理され、それから数日後の請求に対する容認の通知が公開された時でした。



他のヨーロッパ特許出願についても多くの手続きが EPC2000 のシステムにおいて記録されているところですが、皆様

が息をのんで注目している B3 の公開については、6 月以降となります。これは、EPC2000 実施の局面が 3A と 3B の従属局面まで延長されたためですが、不思議なことに B3 は 3B 内に行われるべきとの意見にも適合します。

WebRegMT

もちろん、WebRegMT ユーザは WebRegMT において B3 公開のような EPC2000 での手続きを選択して見ることが出来るので、最初の B3 公開を見逃す手はありません。

PCT Chapter 2

長い間待たれていた PCT Chapter 2 手続き文献の公開が 2008 年 2 月 19 日に始まりました。



大量の EPC2000 関連の仕事が終わり、システム開発者や出願管理者達は、近年ユーザから寄せられていた Register Plus における登録の改善要望や提案に目を向けられるようになりました。

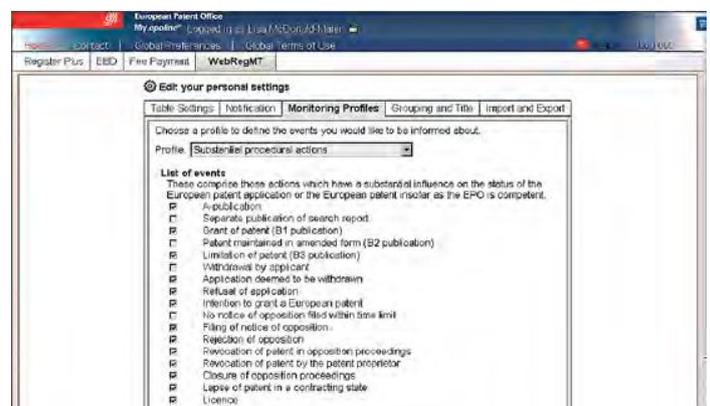
Register Plus の改善についてのご意見は、お使いのオンライン製品のユーザサポート(Eメール: opus@epo.org)にて受け付け中です。

改良版 WebRegMT のスタート

2007 年末に、EPO の Register alert service に、ユーザからの要望に答えるべく、多くの機能が加わりました。1 件のプロフィールにつき 1000 件までの出願をモニターすることが可能となり、最大 5 件のメールアドレスに通知が可能となりました。ユーザは通知メッセージをカスタマイズするだけでなく、通知されるイベントを選択可能となりました。個々の出願についてメールアドレスを分けることも、24 時間単位でまとめて通知を受けとることも選択可能です。

新規に、確定前リストを WebRegMT に加えるのも簡単になったことも喜んでいただけたと思います。1000 件以上の案件をモニターしたい場合でも、出願 1000 件までの各案件にプロフィールをただ作成すればよいのです。カスタマイズ可能な Register alert service の新たな使用マニュアルが最近作成されましたので、opus@epo.org に email アドレスと住

所をご連絡下されば、無料でお送りさせていただきます。



新しい WebRegMT の機能について皆様の意見をお待ちしております。

Baidu Patents - 中国特許情報の新しい無料の中国語オンライン情報源

Baidu Patents (<http://zhuanli.baidu.com>) は、2008年1月1日に利用可能となった中国特許情報の新しい無料オンライン情報です。Google patents と同様、このシンプルなサーチエンジンは、中国の特許、実用新案、意匠の新しい技術や製品について、主に中国語の話し手であり専門家ではない人が検索し易いことを目的としています。



Baidu Patents search engine は 2007 年後半から開発されたもので、China Patent Information Center (CPIC)、Chinese Patent Office (SIPO)、Baidu (中国での Google) の三者により

共同開発された努力の結果です。

Baidu Patents は、サーチフィールドに中国語のキーワードを入力して名称、要約検索を行います。TIFF 形式の図面やオリジナル文献は CPIC の中国語の China Patent Database (CNPAT) へのリンクから利用可能です。

現在、オプション検索の機

能は備えておらず、全文検索の機能も利用できません。また、番号、日付、IPC 記号を組み合わせて検索することも現時点ではできません。

Baidu は、更なる改善のため皆様からの情報を受け付けております。

一种多媒体通信的三方互动实现方法、百度专利摘要
 一种多媒体通信的三方互动实现方法、百度专利摘要
 用于鉴定蔬菜优良品系的分子标记及其应用、百度专利摘要
 荧光标记DNA分子内参引物(Marker)的制备方法、百度专利摘要
 快速检测食品中真菌成分的试剂盒及其应用方法、百度专利摘要
 无水印产生的方法及其装置、百度专利摘要

无水印产生的方法及其装置
 申请号/专利号: 97121737
 本发明显水印 (water marker) 产生的方法及其装置的发明目的在于, 在被清洗物件 (器皿) 清洗后的干燥过程中, 通过将被清洗物件 (器皿) 浸渍于可溶解于水、挥发性大于水的液体异丙醇 (Isopropyl Alcohol, IPA), 继而以 IPA 干燥而被清洗物件 (器皿) 上的溶剂 (相互溶解的液体异丙醇与水分) 进行蒸发消除及污染物的移除, 使被清洗物件 (器皿) 的外表面上不产生水渍, 以提高被清洗物件 (器皿) 的合格率。
 申请日: 1997年12月19日
 公开日: 1999年06月23日
 申请人: 南宝科技股份有限公司
 发明设计人: 陈逸男、徐文吉
 专利代理机构: 隆天国际知识产权代理有限公司
 代理人: 左明坤
 专利类型: 发明专利
 分类号: B08B3/04

中国特許法の3回目の改正が進行中

1985年の施行以来、中国特許法は、1992年、2000年と2度改正されました。国内革新の促進の為の中国戦略と、国内の知的財産戦略の実施の決定に従い、3回目の改正が現在進行中です。特許法の3度目の改正の立法化は2008年終盤までに終了すると予想されます。

Chinese Patent Office (SIPO)によると、本改正の目的は、特許所有権者の利益と

公益のバランス、中国特許法と国際法との調和、中国特許制度の品質と安定性の改善です。

中国特許法の現在提案中の改善のうちいくつかは読者の皆様にも関係あると思われる。

- 絶対的な新規性: 中国国内だけではなく、世界のどこかで先使用されたものは先行技術とする。
- 第一国出願は中国で:

どんな団体や個人も、中国でされた発明を外国で出願したい場合は、事前に SIPO の許可を得なければいけません。

- SIPO に対する代理人: 外国出願人は、代理人を選ぶ際に、事前のリストに制限されることがなくなります。
- 遺伝子資源: 出願人は、発明が遺伝子資源に係る場合、遺伝子資源の起源について明らかにし

なければなりません。

- 法定損害賠償: 賠償の上限がRMB500,000からRMB1,000,000に引き上げられました。

更に新しい中国特許法について興味がありましたら、EPOのEast Asian Patent Information Teamに asiainfo@epo.org までご連絡下さい。

Fit for Asia?

EPO は EU-中国 IPR(知的所有権)2を開始しました。

本プロジェクトは、国内、政府機関間、地域間、管轄区域間の効率的なシステム及び手続き構築を行う中国を促進およびサポートすることによって、中国IPR法および規則の骨組みを改善し、より効率的なIPの実施を目的としています。

2007年9月にスタートしたプログラムは、公的に2008年4月1日に開始します。詳細につきましては、www.ipr2.org/index.php?option=com_content&view=category&layout=blog&id=40&Itemid=89をご参照下さい。

タイはパリ条約とPCTを批准しました。

2008年1月10日、タイ議会はパリ条約とPCTを批准しました。タイ政府は、国内での2つの条約の実施のために準備中です。



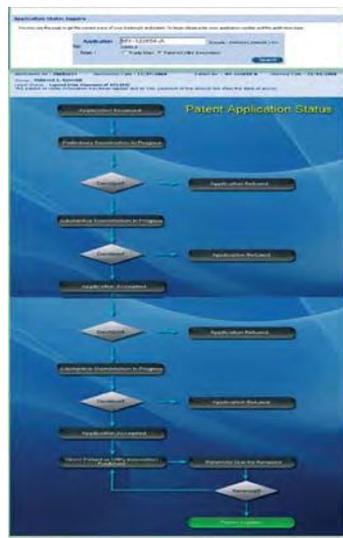
日本のIPDLで、英語の経過情報情報が違うフォーマットでページ毎に利用可能となりました。

2008年1月以降、IPDLの経過情報情報が新しいフォーマットになりました。経過情報へのアクセスには、“legal status”ボタンをクリックし、ページを開いて下さい(写真を参照して下さい)。IPDLはwww.ipdl.inpit.go.jp/homepg_e.ipdlで英語で利用可能です。

MyIPOはマレーシアIP出願についてオンライン状況確

認を提供します。

マレーシア特許庁は(MyIPO)はマレーシア出願の経過情報について英語での情報を提供します。ユーザが、特許、実用新案、商標番号を入力すると、システムは書誌データ、文献の最新の経過情報を返します。実用的な機能の一つとして手続きの様子を図解したフローチャートがあり、現在の手続きが緑色で表示されます。掲載範囲の情報やヘルプファイルはまだ利用できません。このサービスは、<https://pantas.myipo.gov.my/workflow/>で利用可能です。



TIME IS はインドの出願情報を提供するWebsiteです。

科学技術省、インド政府(NS TEDB)、インド商工会議所連盟(FICCI)の共同プロジェクトであるTechnology Innovation Management and Entrepreneurship Information Service (TIME IS:技術革新マネジメントと起業家支援情報サービス)はインドでの特許取得に関するFAQとガイドを提供しており、インド出願に関する基本的な情報、特許手続きに関するマニュアル、特許規則、特許法、代理人情報、知的所有権を扱う政府機関へのリンクが含まれています。(www.techno-preneur.net/main.htmをご参照

下さい。)

バイオテクノロジーにおける三国間検索ガイドがダウンロード可能になりました。

このガイドブックは2部で構成されています。前半は、日本国特許庁、USPTO、EPOでもっともよく使用されるデータベース/調査ツールが説明されています。また後半では、バイオテクノロジー関連出願での一般的なクレームに対してそれぞれの特許庁で使用される典型的なサーチ戦略が説明されています。ガイドブックはwww.trilateral.net/projects/biotechnology/でダウンロード可能です。

KIPOは新たに2冊の本を発行しました。

韓国特許庁(KIPO)は、韓国知的所有権法に関する2冊の本を英語で発行しました。まず1冊目の「Industrial Property Laws of the Republic of Korea」は、韓国の6つの主要なIP関連法が、最新の法改正が反映されて掲載されています。2冊目の「Understanding the Trademark Act of the Republic of Korea」は、商標制度を詳細に説明しています。「Understanding the Patent Act of the Republic of Korea」も近いうちに発行予定です。以上2冊のデジタルコピーは、以下で利用可能です。

www.kipo.go.kr/kpo2/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60104&catmenu=ek60104 (Reference material → Publications → Others → Select)

中国特許文献の新しいナンバリング

中国特許庁は、中国特許文献A、C、Yについて、ナンバーフォーマットを7桁から9桁に増やしました。異なるナンバーシリーズでの重複を避

けるための変更ですが、これにより中国特許文献の処理に時間がかかるようになると思われます。EPOのデータベース内の2007年6月18日公開のCN-A文献には古い番号のものが含まれることにご注意下さい。しかしこれらは順次修正していく予定です。詳細につきましては、www.epo.org/patents/updates/2007/20071129.htmlをご参照下さい。

韓国のPCT出願の国際公開公報について、韓国国内での出願に基づく優先権を主張していないものについても、英文抄録(KPA)が開示されることになりました。

WIPOとKIPOが協力し、国際公開の英文抄録Korean Patent Abstracts(KPA)が作成されます。他の国での優先権が主張されたPCT文献のKPA抄録は2007年12月に初めて公開されました。文献には、名称、オリジナルのPCT文献からの英語の要約、書誌事項、韓国での公開の代表図面と同じものが含まれます。KPAは、WIPOのPatentScope、KIPRIS、esp@cenet等の無料のデータベースで既に利用可能です。また、韓国知的財産協会(KIPI)からCD-ROMで購入可能です。KIPRISデータベースによると、KPA抄録は他の国での優先権が主張されたPCT公開については2000年10月から2007年10月までのものが利用可能です。詳細については、http://eng.kipris.or.kr/Other_Service/kpa.htmlをご参照下さい。

東アジアからのその他のニュースについては、<http://eastmeetswest.europeanpatent-office.org/news>をご参照下さい。

2008年5月1日に施行されるロンドン協定

Patent Information News 4/2007でお伝えしたように、2008年5月1日に施行予定のロンドン協定は、特許付与後の新たな翻訳体制を導入することによって、欧州特許の特許化のコストを削減することを一番の目的としています。

2008年5月1日に向けて、EPC締約国の内、13ヶ国は、批准書又は加盟議定書を寄託しました(表参照)。またスウェーデンは2008年5月1日以後、ロンドン協定を施行を予定しています。

Scope of Application

新しい翻訳体制は、ロンドン協定の批准または加盟を行った国で、2008年5月1日以後に特許化が認められた全てのヨーロッパ特許に対して適用可能です。

しかし、国内法への実装は、国内政党の合意に委ねられており、数々の事項を考慮せねばなりません。スイスでは、2008年2月1日以後付与されたヨーロッパ特許もロンドン協定が適用されるので、その影響に対して準備をしています。イギリスでは2007年

12月1日までさかのぼってロンドン協定が適用されます。

新しい翻訳要件

ロンドン協定は、(1)EPOの公式言語(英語、仏語、独語)の1つを公用語に持つ国、(2)EPOの公式言語を公用語に持たない国に分けま

す。ロンドン協定1条1項によると、EPOの公式言語のうち1つでも公用語としている国は、翻訳要件を免除します。

ロンドン協定1条3項によると、EPOの公式言語の1つを公用語として持たない国は、請求項部分の自国の公用語への翻訳文の提出を要求できます。これらの国は、明細書についても、その国で既定するEPOの公式言語の1つへの翻訳文を要求出来ます(ロ

ンドン協定1条2項)。言語を既定しない国については、明細書の翻訳を提出する義務はありません。

ロンドン協定の国内法への施行についての詳細は、EPOからまもなく発行される「National law relating to the EPC」(新版)に記載されています。

特許データベースの影響

ロンドン協定の施行により国内段階に移行されたEP特許の審査登録情報の追跡にマイナスの影響があります。

今まで、各国の国内段階への移行を確認する最も確実な方法は、該当国への翻訳文の提出の記録の有無でした。デンマーク、ポルトガル、イタリア、その他の国はこの翻訳文受領をEPOの審査登

録情報データベースへ届け出ていました。もちろんこの方法は、EPOの公用語の1つを自国の公用語として用いるアイルランド、イギリスのような国には当てはまりません。

そして、ロンドン協定の施行によって、この問題は、EPOの公用語の1つを自国の公用語としている全ての国(イギリス、ドイツ、フランス、スイス等)に影響します。つまり、これらの国は翻訳要件を不要としたため、翻訳提出の記録がなくなります。

ロンドン協定実施に備え、EPOは、この問題解決のために、2007年11月以降、特許付与後データをEPOの経過情報データベースの項目に加えしました(P3の「前回の特許情報ニュース」をご参照下さい)。これにより全ての国について各国段階移行を確認できますので、以前よりも優れた追跡が可能となります。

| 国 | 明細書の翻訳の既定の言語 | クレーム翻訳要件 | 適用日 |
|-----------|--------------|----------|------------------|
| イギリス | 無し | | 2007年12月1日以後付与特許 |
| スイス | | | 2008年2月1日以後付与特許 |
| リヒテンシュタイン | | | |
| ルクセンブルグ | | | |
| モナコ | | | |
| フランス | | | 2008年5月1日以後付与特許 |
| ドイツ | | | |
| クロアチア | 英語 | クロアチア語 | |
| デンマーク | | デンマーク語 | |
| アイルランド | | アイルランド語 | |
| オランダ | | オランダ語 | |
| ラトヴィア | 翻訳要件無し | ラトヴィア語 | |
| スロヴァニア | | スロヴァニア語 | |

EPOのOnline Filing service (eOLF) の歴史と進歩

オンライン出願とは？

2000年12月に始まったEPOのオンライン出願サービスにより、出願人及び代理人はインターネットを通じてのEPOへの出願が可能になりました。以下の便益がただちに得られます。

- 受領書の即時発行
- 手数料削減
- 出願の電子処理

次にあげる種類の特許出願及び書類はオンラインでEPOに提出可能です。

- EP(2000年12月以降)
- Euro-PCT(2002年6月以降)
- PCT(2002年11月以降)
- その後に提出される書類(2003年12月以降)

国内手続きは、フィンランド、フランス、スロヴァキア、ドイツ、イギリス、オランダでサポートされています。EP plug-inとPCT plug-inはスペイン、デンマーク、フィンランド、フランス、イギリス、ポーランド、ルーマニア、スウェーデン、スロヴァキア

で利用可能です。オランダもPCT plug-inを提供しています。

最新の機能

Online Filingの最新版はversion3.20です。使い勝手のよいワークフローとナビゲーションシステム、最善のレイアウトや情報取得、保存オプションによって、オンライン特許出願は非常に簡単になっています。

あらたにEP(1001E2K)、Euro-PCT(1200E2K)、2007年12月半ばに更新されたEP(1038E)が導入されたことで、オンライン出願ソフトウェアはEPC2000と同じ水準になりました。

2008年1月に出願人補助用に進行セット(“development kit”)が用意され、patent management system (PMS)の提供者は、オンライン出願ソフトのPMS統合がされる次のバージョン(V4)を準備しています。

NEXT STEP

Version 4-PMS 統合

Online Filing version4.0では、特許管理システム(PMS)とオンライン出願システムが相互利用可能になっています。PMSを使用している出願人は、オンライン出願システム一体的に使用することが可能となります。全ての出願をユーザ各自のPMSで処理できるでしょう。また、オンライン出願システムは、EPOまたは関係国特許庁へ出願を行うためのゲートウェイとして間接的に使用されるだけになるでしょう。Online Filing Version 4.0は、2008年第2四半期にフルリリースが予定されています。

異議申立もオンラインで

現在、異議手続、審判手続に関する文献のオンライン提出はできませんが、2008年第2または第3四半期に変わる予定で、まず、異議申立文書のオンライン提出のためのプラグインを開発する予定です。

ブラウザ上で出願

第4四半期に、EPOは、ブラウザベースのオンライン出願が可能なソフトウェアをリリースする予定です。ポータルからのオンライン出願が可能になると、出願人はブラウザ上で出願書類を作成して出願することが可能になります。また、個人認証や安全なアクセスの為に必要なスマートカードリーダーを別にすれば、それ以外のインストール等は不要であると考えられています。

各国特許庁

各国特許庁での新たな展開も2008年に起こると予想されます。チェコ共和国、デンマーク、ポーランド、ルーマニア、スロヴァキア、スウェーデンは各国手続きのプラグインをリリース予定で、トルコはEP出願とPCT出願のプラグインを提供予定です。これらによってヨーロッパ特許のオンライン出願は次のステップへと進むこととなります。

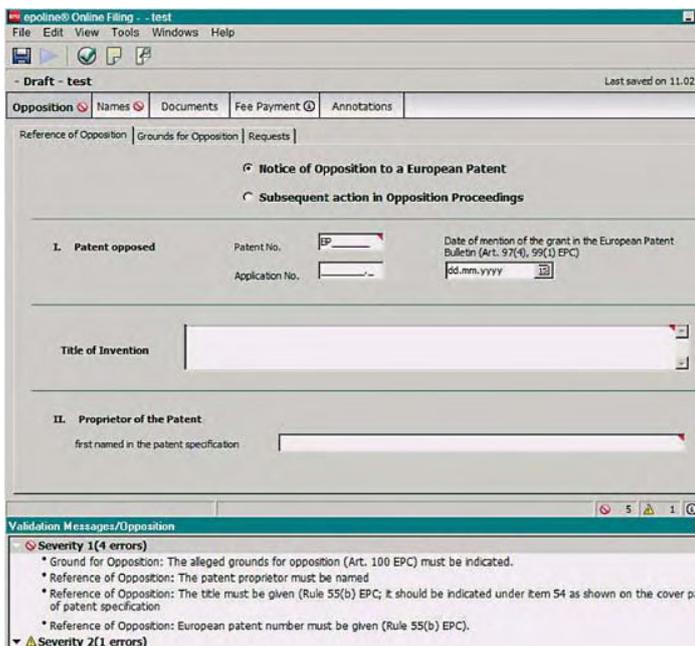


Fig.1: 異議プラグインの見本

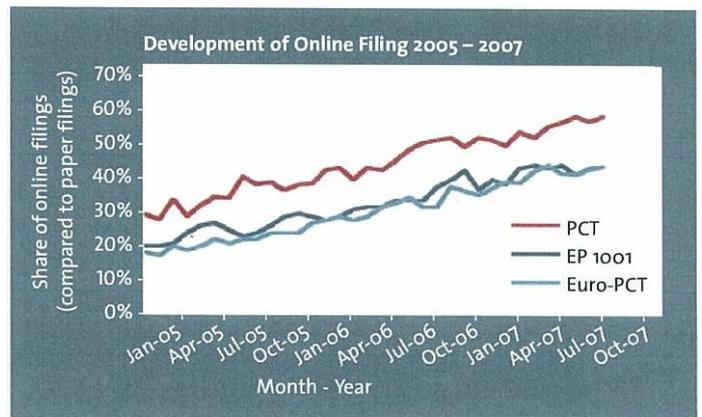


Fig. 2: Online Filing statistics 2005-2007 (% of online filings compared with paper)

戦略

オンライン出願件数は順調に増加していています。最近ではEP、EP-PCT出願の50%がオンライン出願であり、PCT出願については60%にのぼります。V4ソフトウェアの導入によりユーザの特許管理システムと一体化することで、出願件数はさらに増加することが予想されます。

アクセス

オンライン出願をするためには、ユーザは、オンライン出願ソフトウェア、スマートカード、スマートカードリーダーからなるオンライン出願パッケージが必要となります。EPOのサイト(www.epoline.org)の登録フォームを使い事前に認証が行われている方であれば、このパッケージは無料

で入手可能です。ユーザがオンライン出願を試すことができるデモサーバも稼働中です。

オンライン出願と特許情報

オンラインで出願されると公開後、Register Plusで電子データが利用でき、スキニングの必要がなくなります。中間的作業のスキニング

が不要になることはこれまでの紙を使用していた場合に比べ格段の進歩です。

今後の展開

今後もより完璧で徹底した電子的ワークフローと、電子出願と電子公開がより緊密に行われることをめざしていききたいと思います。

EAST ASIA

英語キーワードによる韓国特許文献検索

KIPRISデータベース上の2言語間特許検索の機能

韓国特許情報に興味をお持ちの読者の皆様は、KIPRIS(Korea Industrial Property Rights Information Service)データベースをよくご存知だと思います。韓国知的財産協会(KIPI)は、韓国特許庁(KIPO)の代わりに、KIPRISを無料で提供しています。これにより全ての種類の韓国産業財産権への英語でのアクセスが可能となります。

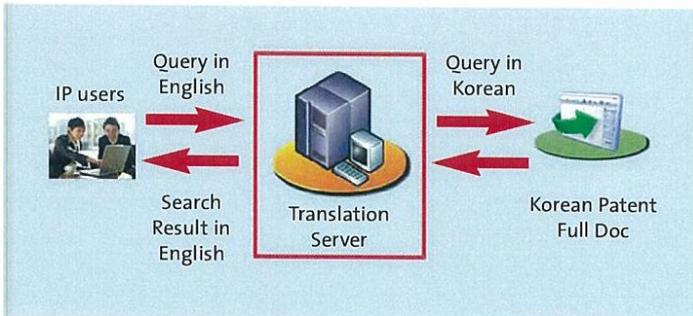


Image courtesy of KIPI

2007年1月、KIPRIS上で機械翻訳ツールが利用可能となりました。この新しい“K2E-PAT”機械翻訳ツールは、韓国特許や実用新案の英語への即時翻訳を提供してくれます。KIPRISからの韓国語文献の検索、ダウンロードは無料ですが、機械翻訳ツールは有料となります。支払いについては、定期使用料金又は、使用の都度のお支払いのいずれも選ぶことができます(詳しくはPI-NEWS 2006/4をご参照下さい)。

有料の全文機械翻訳に加え、

KIPIは、KIPRIS上で、無料の2言語間特許検索機能の提供を開始しました。大まかに言えば、韓国語を話せないユーザは英語で検索語を入力し、特別な翻訳サーバが入力された検索語を韓国語に機械翻訳して韓国特許文献、実用新案文献の全文検索を行います(図をご参照下さい)。

Korean Patent Abstractsやその他の英語の要約では、数週間または数ヶ月の遅れがあり、それと同時に英語の収録範囲の問題で不完全な

検索結果となる可能性があります。しかしながらKIPRISの2言語間特許検索ツールを使えば、時間差なく全ての韓国特許文献へのアクセスが可能となります。審査前の特許公報(A)については1983年以降、審査済みの特許公報(B)については1979年から検索可能となります。実用新案文献もまた、1979年から検索可能となります。

2言語間特許検索により、世界中の特許関係者にとって韓国特許がより目にしやすいものになりました。韓国特許文献を全て英語化したデータベースを作成するには、人や資金の両面で大きな投資が必要となります。2言語間検索は低コストであり、技術用語辞書や翻訳エンジンの定期的なアップグレードによるデータ品質改善の点で

も強みを備えています。

KIPIは、検索の品質の向上のため、定期的な辞書のアップグレードと、意味的クエリーの拡張により2言語間特許検索システムの品質改善を行おうとしています。また、レスポンスの速さも改善されるでしょう。KIPIの最終的な目的は、韓国語だけではなく、中国語、日本語の特許文献に同様のシステムを構築することとしています。

2言語間特許検索が、言語の壁を超えた有効な検索手段となりうるかについて、EPOの年次総会“East meets West” forum(www.epo.org/aboutus/events/emw2008.html)で議論をする予定です。

EPO data news

Release 2 of DOCDB XML

Release 2 of DOCDB XMLが2008年第10週から稼働を始めました。そして、Release 2.0で行われる最初のフロントファイル交換には、2008年第9週までに更新、付加、削除された公開と、2008年第10週からの新しい公開が含まれます。ファイルには、EPODOCとDOCDB両形式で、ファミリー識別子、公開番号、出願番号が含まれます。また簡単なパテントファミリーも含まれており、利用可能であればファミリーの要約も含まれます。

文献には利用可能であれば、パテントファミリーから作成された英語の要約も含まれています(現行のDOCDB XML exchangeには特定の特許文献にのみ要約がついています)。

DOCDBでの出願人名の標準化

DOCDBでの出願人名の標準化はEPOサービスユーザにとって重大な問題でしたが、最近5年間は優先的に取り組まれてきませんでした。こ

の問題は現在取り組み中であり、リソースの再割当による、DOCDBデータベース全体に渡る莫大な量のデータ修正が行われるでしょう。

ウルグアイのデータ

ウルグアイのデータが初めてEPO書誌データに加えられました。現在、2007年10月以降の公開文献が加えられ、2000年から2007年までの公開文献に段階的に加えられていくでしょう。番号フォーマット情報は、EPOのウェブサイトの以下の文献種別コード索引をご参照下さい。

(www.epo.org/patents/patent-information/raw-data/us-eful-tables.html)

ESPACE シリーズの新しい出来事

ESPACE EPの作成は順調に進んでおりますが、EPC2000の開始により必要となったESPACE BULLETINでの変更が行われています。

ESPACE LEGALの次の版(2008/01)は、MIMOSAを使い、法律に関する文献やカタログへの全文アクセスが可能な新しい形式で作成されます。標準データに基づくGlobalPatのテストでは、有望と思われる製品、DOCDB

XMLをデータベースエンジンGTI6を用いて変換しており、新たに興味深い特徴を付加してGlobalPatを再リリースすることが出来るはずでです。ESPACEとACCESS EPCの作成も順調に進み、オンラインデータベース作成も可能となってきました。このシリーズは、新たに安全な製造環境でテストすることになっています。

esp@cenet

2007年の改善は、利便性とバックエンドシステムのメンテナンスの容易化を重点的に行ってきました。これらの改善は資源に集中したものです。esp@cenetが、データベースの再構築や新しいサーチエンジンの導入をし続けるために必要不可欠なものです。なお、ユーザがこれらに起因した何か新しい特徴のようなものに気づくことはないでしょう。

2008年には、以下のような改善が期待されます。

- 'my patent' リスト内に保存される文献数の増加
- esp@cenetからダウンロードされるpdfのページ数制限の緩和

- 英語、フランス語、ドイツ語での特許文献の全文検索
- 一つのサーチフィールド内の複数の検索条件
- 検索語のハイライト
- エクスポートが可能な検索結果リスト
- データ範囲検索

EP経過情報コードの変化

3/2007でご連絡しましたように、2007年12月13日のEPC2000の導入に従い、EPO INPADOCの経過情報コードに変更がありました。規則番号ではなく、規則からの関連語句で参照するようになりました。

(例)

- 以前のコード
EP R19A-SUSPENSION (RULE 13)
(CORRECTION)
- 修正コード
EP R19A-STAY OF PROCEEDINGS (CORRECTION) [BEFORE GRANT]

新しいデータコードは2007年51週以降のデータベースで利用可能です。

公開コーナー

公開コーナーは Patent Information News の定期的な記事であり、読者に EPO 公開の統計と一般的な情報を提供します。

EP-A₁: サーチレポートとともに公開された EP 出願

EP-A₂: サーチレポートなしに公開された EP 出願

EP-A₃: サーチレポート

EP-B₁: EP 明細書

EP-B₂: 補正 EP 明細書

注意: この表には PCT 経由の EP 出願は含まれていません。これらは WIPO によって公開され、英語、フランス語、ドイツ語以外の言語でなければ、EPO に利用可能となりません。現在、EP 出願の 70% が PCT ルートの出願です。

| EP 公開特許(08/Jan-Mar) | | | |
|---------------------|-----------|------------|---------|
| | 2008 年週平均 | 1月-5月 2008 | 2007 年比 |
| EP-A 文書 | | | |
| EP-A1 | 777 | 10103 | -4.6% |
| EP-A2 | 408 | 5308 | -3.5% |
| EP-A1+A2 | 1185 | 15411 | -4.2% |
| EP-A1/A1+A2 | | 65.6% | |
| EP-A3 | 332 | 4310 | -1.7% |
| EP-B 文書 | | | |
| EP-B1+B2 | 1087 | 14127 | 1.8% |

OPS V2: 試験の準備は万端

2003年に導入されたOpen Patent Service (OPS)は、esp@cenetと同じデータにアクセスできるウェブサービスですが、コンピュータ同士の間で提供されることを目的としており、また対人向けのesp@cenetサービスから、より詳細なプラットフォームへと移行する自動アクセスを可能にしています。

OPSの使用頻度は、私たちの予想をはるかに超えるものとなっています。しかし、ユーザの方々からのフィードバックにより、構成を最新化する必要がありました。これを受け、EPOが2007年に、OPSを全面的に改善して機能を拡張することを目的とした開発を始めたところ、特許情報の水準が発展し、ウェブサービスの実施が発達しました。開発内容は、以下のようなものです。

- INPUT XMLの全面的な修正 (“document literal”への移行)
- OUTPUT XMLの全面的な修正 (可能な時はいつでもWIPO標準ST.36を採用する)
- 新しいサービスの追加
 - esp@cenetと同様のサーチ又はフィルター機能(文献検索)
 - 特定の文献に対応する文献の一覧(「シンプルファミリー」とも呼ばれます)の表示(対応文献照会)
 - 特定の文献に対する、明細書とクレーム、またはいずれかの利用可能性についての表示(全文照会)
- ドメインネームの変更: 新しいURLは、<http://ops.epo.org>になりました。
- 「公正使用」の約款に提示した原則を遵守してもらうための「公正使用」ポリシーの徹底。
- データ配信の改善(引用文献の範囲の拡大、「ファミリーID」の提供)

現在のOPSに基づいてアプリケーションを開発される場合、テストをしてから、それに応じてコードの改訂をすることをお勧めします。<http://opsi.epo.org/>では、WSDLファイル、概要、技術的説明などの関連技術文献が閲覧できます。こちらはテスト環境になっておりますので、実際に利用できるサービスとデータの完成度に違いがありますのでご注意ください。

現在、公開テスト期間を延長して、2008年第2四半期の終わりまでにはOPS V2の最終バージョンの開始を計画しています。ユーザの方々新しいコードとソフトウェアに慣れるまで、OPS V2の公開後約6ヶ月は、現在のOPS V1もご利用いただけるようになっております。

OPS V2について意見等ございましたら、ops@epo.orgまでご連絡下さい。

DPMAkurier—中小企業向けのモニタリングツール

DPMAkurierは、ドイツ特許商標庁(DPMA)が提供するサービスで、自動的に公報を配信し、eメールで通知をするサービスです。

DPMAkurierは、特に中小企業向けに考案され、以下のようなデータを通知することができます。

- 特許、実用新案、商標、意匠に関する法的又は手続き状況の変化についてのeメール通知
- DPMAの特許公報、商標ジャーナル、意匠公報の電子版

DPMAkurierサービスは、現在、競合他社又は対象範囲の自動モニタリングも可能です。

- 名前(出願人、発明者、権利者)によるモニタリング
- 分類(IPC、Nice、Locarno)によるモニタリング

DPMAkurierへの登録及びアクセスは、<http://publikationen.dpma.de>のサイトからできます。

PatBaseの機能拡張

特許分析のグラフィカルツールキット

ロンドンにおいて昨年11月、Minesoft社とRWS Group社がVizPatを開始しました。VizPatは、特許分析をする人や特許情報を求める企業戦略家のための、新しいグラフィカルツールキットです。VizPatは、図を引用してツリー表示する解析ツールを用いて、技術革新の発展と関係者の変遷を示しています。PatBaseのユーザは、現在、追加料金を払うことなくVizPatを利用できます。

新たに検索可能となる日本の文献

最近のプロジェクトにより、PatBase上で日本語の特許文献が英語に翻訳できるようになりました。また、PatBaseには、日本の特許分類(FIターム、Fターム)、日本の特許(審査済、未審査)、実用新案、及び図面が添付された日本語の本文が含まれます。Minesoft社とRWS社は、日本語の特許文献はPatBase上で最初の非ラテン語系の文献だが、他の非ラテン語系データや機械翻訳についても開発進行中であると発表しました。

より詳しい情報については、info@patbase.comまでメールをお送り下さるか、www.minesoft.com又はwww.rws.comにアクセスしてください。

公開時の欧州特許文献をモニタリングできる新しいツール IP Newsflash websiteでは、新たに公開された欧州特許文献(IPCサブグループの分類が、A01B、A01C等)をモニタリングする検索ツールの、ベータテストバージョンを始めました。このツールは、http://pct.ipnewsflash.com/ep_monitor.phpでご利用できます。

“East meets West”2008年4月17、18日

東アジアからの特許情報分野の専門家の議論に焦点をおいた、次回の“East meets West in Vienna”フォーラムは2008年4月17,18日にSAS Radisson Hotelで開催されます。登録は締め切られましたが、ご興味のある方は、www.epo.org/about-us/events/emw2008.htmlで、プレゼンテーション資料のコピーとイベント内の議論をご覧いただけます。

ノルウェーとクロアチア がEPOに加入しました。

ノルウェーとクロアチアが2008年1月1日にEPOに加入しました。それぞれ33番目、34番目の加入国となります。

PATLIB2008での特許情報トレーニング

PATLIB2008は、「A network for the future」のスローガンの下、ポーランドのワルシャワのヒルトンホテルで2008年5月28～30日に開催されます。advanced trainingに加えて、beginner及びrefresher コース(esp@cenet、Register)が初めて用意されています。詳細につきましては、www.epo.org/patlib2008をご参照下さい。

ストックホルムで開催のEPO特許情報会議2008

EPO特許情報会議2008は、2008年10月28～30日にスウェーデンのストックホルムのMunchen-Bryggeriet conference centre(www.m-b.se)で開催されます。以下のサイトで、eメールアドレスをご登録いただければ、会議の予定等についてご連絡させていただきます。

www.epo.org/about-us/events/pi-conference2008.html

